

集団的自衛権行使容認の閣議決定に強く抗議します

2014年7月1日、安倍内閣は、臨時閣議を開き、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行うことを閣議決定しました。集団的自衛権を認めるこの決定によれば、自国に対する武力攻撃がなくても、他国に対する武力攻撃が発生した場合に、政府が「わが国の存立が脅かされ、国民の権利が根底から覆される明白な危険がある」とみなせば、自衛隊が海外で武力を行使することができるようになります。

そして、同日開かれた記者会見において、安倍首相は、武力行使の要件は限定的であると説明しています。しかし、「明白な危険」という要件は極めて曖昧であるため、むしろ政府の恣意的な判断で武力を行使することが可能となっています。

この閣議決定は、戦争による惨禍を痛切に反省し、徹底した恒久平和主義を規定した日本国憲法の理念（前文）を破壊して、憲法9条に違反し、日本を「戦争する国」へと変容させるものであって到底許すことはできません。

また、憲法の明文改憲手続き（96条。両院の3分の2による発議と国民投票）に拠ることなく、閣議決定とその後の立法により、憲法9条の実質的な改憲を行おうとする解釈改憲は、立憲主義に違反するものです。さらに、国民への説明責任も果たさず、国会での議論も十分に行わず、国会閉会后、極めて短期間のうちに集団的自衛権を容認する閣議決定を行うことは、国民主権、民主主義の原理にも反します。そもそも政府は憲法を尊重し擁護義務を負いますが（憲法99条）、今回の閣議決定はその義務に明白に違反しているものであって、違憲と言うほかありません。

私たち弁護士全員が加入している日本弁護士会連合会は、7月1日にこの閣議決定に対して立憲主義と恒久平和主義に反するとして抗議するとともに、撤回を求める会長声明を発表しました。また、東京の3弁護士会を含む全国52の単位会すべてで集団的自衛権の行使容認について反対の会長声明や意見書が採択されています。

私たちの法律事務所は、1965年の創設以降、紛争は決して武力や暴力によっては解決しないとの理念のもと、豊島区・練馬区・板橋区・北区といった東京北部地域の個人・諸団体と連携して、憲法の理念を活かし、平和と民主主義を発展させるための活動を続けてきました。そして、すでに6月18日に「閣議決定による集団的自衛権の行使容認に反対します」との声明を挙げ、東京北部地域にゆかりのある衆院・参院の与党議員に対して要請活動を行いました。その際、多くの国民が閣議決定に反対している旨を訴えました。

このたび、多くの国民の反対を押し切って、安倍内閣が集団的自衛権行使容認を閣議決定したことに対して、首相官邸前をはじめ全国各地で多くの市民が抗議の声をあげています。私たちの法律事務所も今回の閣議決定に強く抗議するとともに、その撤回を求めます。

報道によれば、政府は、今回の閣議決定を踏まえ、今後、自衛隊法や武力攻撃事態対処法、周辺事態法の「改正」案を提出するとされています。しかし、集団的自衛権の行使容認が閣議決定されたとはいえ、まだ憲法9条自体が変えられたわけではなく、政府はあくまでも憲法9条を擁護する義務を負うのであって、憲法違反の法律案を提出することは許されません。私たちは、これからも憲法の定める平和の理念を実現するために、東京北部地域の人々をはじめ多くの市民と幅広く共同して、憲法9条に違反するあらゆる立法化の動きに反対し、安倍内閣が進めようとしている平和主義を破壊する動きを許さない取り組みを続けていきます。

2014年7月8日

城北法律事務所 所員一同